

平成 24 年 4 月 4 日

お客様 各位

益田信用組合

個人向け国債の中途換金調整額の計算方法の変更について

いつも当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

平成 25 年 1 月 10 日より、個人向け国債（変動 10 年、固定 5 年、固定 3 年）を満期前に中途換金する場合の中途換金調整額が、以下のとおり変更されますのでお知らせいたします。

現行	→	平成 25 年 1 月 10 日以降
直前 2 回分の各利子（税引前） 相当額×0.8		直前 2 回分の各利子（税引前） 相当額×0.79685

- ※ 購入時に初回利子の調整額の払い込みがある場合は、上記の中途換金調整額から初回利子の調整額（税引前）相当額が差引かれます。
- ※ 特例による中途換金（第 2 期利子支払日前までの中途換金）の場合は、上記の計算方法と異なります。
- ※ 平成 25 年 1 月 10 日以前に発行された個人向け国債にも適用されます。

【 換金代金＝額面金額＋前回利払日から中途換金日までの利子－中途換金調整額 】

本件の詳細につきましては、財務省ホームページをご覧ください。

<http://www.mof.go.jp/jgbs/individual/kojinmuke/houdouhappyou/240131chutokankin.pdf>

【上記に関するお問い合わせ窓口】

益田信用組合 業務推進部 Tel 0576-25-2009（平日 9 時～17 時）

商号等：益田信用組合 登録金融機関 東海財務局長（登金）第 197 号

